

セーフティネット保証制度（5号）の認定要件（基準）について

全国的に業況の悪化している業種に属することで、経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するための制度です。

<認定要件>

1. 原則、本市において1年間以上継続して事業を行っていること（要件①）
2. 経済産業大臣が指定する業種に属していること（要件②）
3. 以下の認定基準（イ）または（ロ）を満たしていること（要件③）

認定基準（イ）：売上高等の減少（基準緩和あり）

- 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること

認定基準（ロ）：原油価格の上昇

- 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

◆ 行っている事業と指定業種の関係別、売上高等の減少等に対する認定基準の適用について

【行っている事業と指定業種の関係(1)】

- 行っている事業が、**すべて**指定業種に属する。



企業全体の売上高等の減少等が認定基準を満たす。

【行っている事業と指定業種の関係(2)】

- 行っている事業のうち、**主たる事業**が指定業種に属する。



主たる業種及び企業全体の売上高等の減少等の双方が認定基準を満たす

【行っている事業と指定業種の関係(3)】

- 行っている事業のうち、**1つ以上の事業**が指定業種に属する。



行っている事業が属する指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることによって、企業全体の売上高等の減少等が認定基準を満たす。

認定基準（イ）に係る基準（運用）緩和について

新型コロナウイルス感染症の影響による基準緩和

- 最近1ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少していること

創業者等運用緩和

- 前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号が利用できるように認定基準の運用を緩和
- 最近1カ月と指定の対象期間を比較して、売上高等が5%以上減少していること

新型コロナウイルス感染症の影響による運用緩和

- 売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしており、原則として、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた月以後の売上高等は比較対象に入らず、同感染症の影響を受ける直前同期と比較する
- セーフティネット保証制度5号において、最近3ヶ月の売上高等と比較する場合には、適用しない（様式5-(イ)-1,2,3）

6ヶ月平均による運用緩和

- 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者について、確認可能な「最近1か月」の売上高等が前年同期に比して増加しているなど、前年同期との比較が適当では無いと認められる場合には、「最近6ヶ月の平均」の売上高等と前年同期を比較する

※様式の変更はなく、各様式の「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月平均」に読み替えて記入する

セーフティネット保証制度（5号）フローチャート

要件①

本市で1年以上継続して事業を継続している

YESの場合

NOの場合

創業者等運用緩和をご確認ください（5ページへ）

要件②

(1)行っている事業が、経済産業大臣が指定する業種に**すべて**属している

YESの場合

NOの場合

(2)経済産業大臣が指定する業種に**主たる事業**が属している

YESの場合

NOの場合

(3)経済産業大臣が指定する業種に**1つ以上の事業**が属している

YESの場合

NOの場合

要件③へ（次ページ）

認定できません

※業種指定のないセーフティネット保証制度（4号）をご確認ください

要件③

要件②(1)を満たす場合

要件②(2)を満たす場合

要件②(3)を満たす場合

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

YESの場合

NOの場合
または、
(□)の場合

YESの場合

NOの場合
または、
(□)の場合

YESの場合

NOの場合
または、
(□)の場合

最近1ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している

(イ)最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
(ロ)製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない

最近1ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している

(イ)最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
(ロ)製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない

最近1ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している

(イ)最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
(ロ)製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

YES

NO

YES

NO

YES

NO

YES

NO

YES

NO

YES

NO

様式5-(イ)-4

様式5-(イ)-1

様式5-(ロ)-1

様式5-(イ)-5

様式5-(イ)-2

様式5-(ロ)-2

様式5-(イ)-6

様式5-(イ)-3

様式5-(ロ)-3

認定できません

※前年以降、店舗や業容拡大してきた事業者の方については、創業者等基準緩和をご確認ください(5ページへ)

創業者等運用緩和について

<対象となる方>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている次の方

- ①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者（認定基準(A)のみ）
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

<認定基準>

最近1ヶ月の売上高等と次のいずれかの売上高等を比較し、5%以上減少していること

- A) 最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等
- B) 令和元年12月の売上高等
- C) 令和元年10月～12月の平均売上高

要件③

要件②(1)を満たす場合

要件②(2)を満たす場合

要件②(3)を満たす場合

最近1ヶ月の売上高等と

最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少している

令和元年12月の売上高等と比較し、5%以上減少している

令和元年10月～12月の平均売上高等と比較し、5%以上減少している

YES

YES

YES

様式5-(イ)-7

様式5-(イ)-8

様式5-(イ)-9

最近1ヶ月の売上高等と

最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少している

令和元年12月の売上高等と比較し、5%以上減少している

令和元年10月～12月の平均売上高等と比較し、5%以上減少している

YES

YES

YES

様式5-(イ)-10

様式5-(イ)-11

様式5-(イ)-12

最近1ヶ月の売上高等と

最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少している

令和元年12月の売上高等と比較し、5%以上減少している

令和元年10月～12月の平均売上高等と比較し、5%以上減少している

YES

YES

YES

様式5-(イ)-13

様式5-(イ)-14

様式5-(イ)-15